

議案第 85 号

納期の変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

年末年始の休日変更に伴い変更となる納期の関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和 4 年 3 月 2 日提出

芽室町長 手 島 旭

納期の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(町税条例の一部改正)

第 1 条 町税条例(昭和 31 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 40 条中「12 月 1 日から同月 30 日」を「12 月 1 日から同月 28 日」に改める。

(芽室町国民健康保険税条例の一部改正)

第 2 条 芽室町国民健康保険税条例(昭和 28 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条中「12 月 1 日から同月 30 日」を「12 月 1 日から同月 28 日」に、「1 月 6 日」を「1 月 4 日」に改める。

(芽室町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 3 条 芽室町後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「12 月 1 日から同月 30 日」を「12 月 1 日から同月 28 日」に、「1 月 6 日」を「1 月 4 日」に改める。

(芽室町介護保険条例の一部改正)

第 4 条 芽室町介護保険条例(平成 12 年条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「12 月 1 日から同月 30 日」を「12 月 1 日から同月 28 日」に、「1 月 6 日」を「1 月 4 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

令和 4 年度から芽室町の年末年始の休日期間変更に伴い、税及び保険料の納期を改正するため、関係条例を整理しようとするものであります。

納期の変更に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(町税条例の一部改正) (個人の町民税の納期)</p> <p>第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月15日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 <u>12月1日から同月28日まで</u></p> <p>2 一略一</p>	<p>(個人の町民税の納期)</p> <p>第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月15日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 <u>12月1日から同月30日まで</u></p> <p>2 一略一</p>
<p>(芽室町国民健康保険税条例の一部改正) (普通徴収に係る納期)</p> <p>第17条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 <u>12月1日から同月28日まで</u> 第7期 <u>1月4日</u>から同月31日まで</p>	<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第17条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 <u>12月1日から同月30日まで</u> 第7期 <u>1月6日</u>から同月31日まで</p>

改正案	現 行
<p>第8期 2月1日から同月28日まで（ただし、閏年は29日まで） 第9期 3月1日から同月31日まで 2 一略一</p>	<p>第8期 2月1日から同月28日まで（ただし、閏年は29日まで） 第9期 3月1日から同月31日まで 2 一略一</p>
<p>(芽室町後期高齢者医療に関する条例の一部改正) (普通徴収に係る保険料の納期) 第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 <u>12月1日から同月28日</u>まで 第7期 <u>1月4日</u>から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで（ただし、閏年は29日まで） 第9期 3月1日から同月31日まで 2・3 一略一</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期) 第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 <u>12月1日から同月30日</u>まで 第7期 <u>1月6日</u>から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで（ただし、閏年は29日まで） 第9期 3月1日から同月31日まで 2・3 一略一</p>
<p>(芽室町介護保険条例の一部改正) (普通徴収に係る納期)</p>	<p>(普通徴収に係る納期)</p>

改正案	現 行
<p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 <u>12月1日から同月28日まで</u> 第7期 <u>1月4日</u>から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで（ただし、閏年は29日まで） 第9期 3月1日から同月31日まで</p> <p>附 則 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 <u>12月1日から同月30日まで</u> 第7期 <u>1月6日</u>から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで（ただし、閏年は29日まで） 第9期 3月1日から同月31日まで</p>